

平成二十九年三月二十四日

青森県教育委員会第八百十八回定例会

期 日 平成二十九年三月二十四日（金）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一	開 会	
二	報 告	
	報告第一号	議案に対する意見について …………… 1
三	議 案	
	議案第一号	指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案 …………… 2
	議案第二号	学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則案 …………… 3
	議案第三号	青森県立学校学則の一部を改正する規則案 …………… 5
	議案第四号	青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案 …………… 7
	議案第五号	青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案 …………… 13
	議案第六号	県有形民俗文化財の指定について …………… 14
四	その他	
	これまでの取組を踏まえた青森県立高等学校教育改革推進計画第一期実施計画の構成及び方向性（学校・学科の充実）について …………… 15	
	職員の懲戒処分の状況 …………… 26	
五	閉 会	

報告第一号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

一 平成二十八年度青森県一般会計補正予算（第五号）案（教育委員会所管分）

議案第一号

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則案

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則

指導改善研修の実施に関する規則（平成二十年三月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条第一項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

教育公務員特例法の条項移動に伴う所要の整理を行うため提案するものである。



議案第二号

学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

学校職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年七月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

配偶者同行休業の承認
 配偶者同行休業の期間の延長

を

配偶者同行休業の承認
 配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長）

に、

外国滞在事由	
外国滞在中の所属先 の名称（所在地）	（
外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

外国滞在事由	()
外国滞在中の所属先の名称(所在地)	()
外国滞回事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
------------------	-----------------

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	「うち、配偶者同行休業の期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで」	に改め、
------------------	-----------------	---	------

同様式の注の5を6とし、4を5とし、3中「延長する」を「初めて延長する」に改め、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 配偶者同行休業の期間の再度の延長を申請する場合には、申請に係る配偶者欄の外国滞在事由欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
- 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

学校職員の配偶者同行休業の再度の延長に係る所要の整備を行うため提案するものである。

議案第三号

青森県立学校学則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
別表第一青森県立岩木高等学校の項及び南郷校舎の項を削り、同表青森県立八戸水産高等学校の項中

水産工学科	情報通信科
-------	-------

を

水産工学科

に改め、同表青森県立青森商業高等学校の項中「青森市東造

道一丁目」を「青森市大字戸山」に改める。

別表第二青森県立八戸第二養護学校の項中

中学部	高等部
	普通科
三年	三年

を

中学部
三年

に改め、同項の次に次のように加

える。

青森県立八戸高等支援学校	
八戸市大字鮫町	
高等部	
産業科	普通科
三年	
知的障害	

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 青森県立八戸水産高等学校の情報通信科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 施行日の前日に青森県立八戸第二養護学校の高等部の普通科の生徒である者は、施行日から青森県立八戸高等支援学校の高等部の普通科の生徒となるものとする。



提案理由

青森県立岩木高等学校等の廃止、青森県立八戸水産高等学校等の学科の廃止、青森県立青森商業高等学校の移転及び青森県立八戸高等支援学校の設置に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第四号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条、第十九条」を「第十九条、第二十条」に、「第二十条、第二十四条」を「第二十一条、第二十五条」に、「第二十五条、第二十九条」を「第二十六条、第三十条」に改める。

第七条に次の二号を加える。

五 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていることを証明する推薦書（第二十四号様式）

六 申請理由書（第二十五号様式）

第二十九条中「第二十四号様式」を「第二十六号様式」に改め、同条を第三十条とし、第二十五条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十四条中「第二十二條第一項第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、第十八条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条 免許法別表第八により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の規定の適用を受けるもの（免許法施行規則第十八条の四に規定する場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類、第二欄に掲げる免許状及び第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる科目の単位を含めて第五欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄			第五欄
受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に関する在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
小学校教諭の二種免許状	幼稚園教諭の普通免許状 中学校教諭の普通免許状	一	一	一〇		一〇
中学校教諭の二種免許状	小学校教諭の普通免許状 高等学校教諭の普通免許状	一 二	七 五	四 三		九 八
高等学校教諭の一種免許状	中学校教諭の普通免許状 (二種免許状を除く。)	一		三	六	九

第十号様式及び第十一号様式中「(第20条関係)」を「(第21条関係)」に改める。

第十二号様式中「(第21条関係)」を「(第22条関係)」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「(第22条関係)」を「(第23条関係)」に改める。

第十五号様式中「(第23条関係)」を「(第24条関係)」に改める。

第十六号様式中「(第24条関係)」を「(第25条関係)」に改める。

第十七号様式及び第十八号様式中「(第25条関係)」を「(第26条関係)」に改める。

第十九号様式中「(第26条関係)」を「(第27条関係)」に改める。

第二十号様式中「(第二十七条関係)」を「(第二十八条関係)」に改める。
 第二十一号様式及び第二十二号様式中「(第28条関係)」を「(第29条関係)」に改める。
 第二十三号様式中「推薦者」を「任命権者
 (推薦者)」に改める。

申請免許状	教諭特別免許状(教科・事項)
推薦理由	

を

申請免許状	教諭特別免許状(教科・事項)
配置(予定)校	
配置することにより、学校教育が効果的に実施されると認める理由	
配置(予定)校における授与候補者の研修計画	

に改める。

第二十四号様式中「(第29条関係)」を「(第30条関係)」に改め、同様式を第二十六号様式とし、同様式の前に次の二様式を加える。

第24号様式（第7条関係）

年 月 日

推 薦 書

青森県教育委員会 殿

推薦者 所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 印

下記の者の特別免許状の授与について推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	(歳)
在 職 期 間	
在 職 時 の 最 終 職 名	
在 職 時 の 職 務 内 容	
社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると認める理由	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 推薦者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第25号様式(第7条関係)

年 月 日

申請理由書

青森県教育委員会 殿

氏 名 _____

私が特別免許状の授与を申請する理由は、下記のとおりです。

記

申 請 免 許 状	教諭特別免許状(教科・事項)
申請理由	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

教育職員免許法施行規則の改正等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

議案第五号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十五万八千円」を「十五万五千円」に改める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（費用弁償）

第六条 校医及び薬剤師の費用弁償は、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）第四条の定めるところによる。この場合において、費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

提案理由

学校薬剤師の報酬年額を改めるとともに、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の費用弁償について定めるため提案するものである。

議案第六号

県有形民俗文化財の指定について

条 青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十
 第一項の規定により、次の表に掲げるものを県有形民俗文化財に指定する。

種別	名称	員数	所在地	所有者
県有形民俗文化財	小泊のキツツ舟 附櫓 ネ車 リ権 ガイ 一丁 二丁 一丁	一隻	北津軽郡中泊町大字小泊 漆流三六番地一	中泊町

[その他]

これまでの取組を踏まえた青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画の構成及び方向性（学校・学科の充実）について

青森県立高等学校将来構想検討会議からの答申及び青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえ、地区意見交換会における意見等を参考に、第1期実施計画を策定するため、次のとおり第1期実施計画の構成及び学校・学科の充実に関する方向性について検討するものである。

1 第1期実施計画の構成

青森県立高等学校将来構想検討会議	青森県立高等学校教育改革推進計画（H30～H39）	
[答申(H28.1.25)]	[基本方針(H28.8.3)]	[第1期実施計画(H29.7を予定)]
<<位置付け>> ○H30以降の県立高校の在り方に関する有識者からの提言	<<位置付け>> ○H30以降の県立高校教育改革に関する基本的な考え方	<<位置付け>> ○基本方針に基づく、H30～H34の学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置
第1 検討に当たって ○これからの時代に求められる力 ○育成すべき人材 ○「オール青森」の視点	第1 計画策定の趣旨 ○これからの時代に求められる力 ○育成すべき人材 ○計画策定の考え方	第1 計画策定の経緯 ○地区意見交換会の開催 ○第1期実施計画策定の考え方
第2 学校・学科の在り方 ○重点校・拠点校の設置 ○学科の方向性 ○多様な教育制度の方向性	第2 学校・学科の充実 ○全ての高校の教育環境の整備 ○重点校・拠点校の設置 ○各学科の充実 ○多様な教育制度の充実	第2 学校・学科の充実 ○全ての高校に共通する教育環境 ○各校の教育環境の充実（重点校・拠点校を含む） ○具体的な学科改編 ○第2期の見通し(学科改編)
第3 学校規模・配置 ○考慮すべき観点 ○学校規模の標準 ○学校配置の考え方 ○通学環境に配慮した対応 ○募集停止等を検討する観点 ○地域の意見を伺う機会 ○開設準備委員会の設置	第3 学校規模・配置の方向性 ○計画的な学校規模・配置に当たっての観点 ○学校規模の標準 ○学校配置の考え方 ○地域校の配置 ○募集停止等の基準 ○地区意見交換会の開催 ○開設準備委員会の設置	
第4 各地区の基本的な方向性 ○学校規模・配置の状況 ○中学校卒業生数と学級数の見込 ○重点校・拠点校の設置 ○複数学科を有する高校の設置 ○通学環境への配慮		第3 地区ごとの学校規模・配置 ○学校規模・配置の状況 ○中学校卒業生数と学級数の見込 ○各校の学校規模 ○統合校の方向性 ○計画的な統合の留意事項 ○地域校への対応 ○第2期の見通し（生徒数の見込・再編の必要性）
第5 魅力ある高校づくり ○学校間の連携、情報発信 ○教員の資質向上、ICTの活用 ○施設・設備の充実	第4 魅力ある高校づくり ○学校間の連携、情報発信 ○教員の資質向上、ICTの活用 ○施設・設備の充実	
	第5 県民の理解と協力の下での推進 ○地区意見交換会の開催等 ○継続的な検証	第4 県民の理解と協力の下での推進 ○進捗管理 ○第2期実施計画の策定
第1期・第2期の10年間で段階的に基本方針の取組を実施		

第2期実施計画（H35～H39の学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置）

2 第1期実施計画の方向性（学校・学科の充実）

(1) 全ての高校に共通して求められる教育環境

①答申の記載

[主体的・協働的な学びの実践]

- 課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶアクティブ・ラーニング等による教育実践(P15)
- 探究型学習等を通して課題解決能力を育成するなど、これからの時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けるため、高等学校に求められる教育活動のさらなる充実に向けた教育環境の整備(P16)
- 教員一人一人のアクティブ・ラーニング等の実践的指導力や、特別な支援を必要とする生徒に対応できる力量等の向上(P29)

[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]

- 「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが重要(P17)

[高等学校における特別支援教育の推進]

- 発達障害等のある生徒や特別な支援を必要とする生徒に対応するため、障害等に関する教員研修や人事交流等において特別支援学校との連携を強化(P27)

[ICTの活用]

- ICTを活用することにより、各高等学校の教育資源が共有され、多様な選択科目の開設や高度な教育の提供に繋がる可能性があり、小規模校において、高等学校教育の質の確保を図ることが期待できることから、ICTを活用した遠隔授業等について研究(P29)

②基本方針の記載

[主体的・協働的な学びの実践]

- 課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践(P5)
- 教員が、新たな教育課題に対応できる力量等を高めることができるよう研修の充実(P14)

[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]

- 社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境の整備(P14)

[高等学校における特別支援教育の推進]

- 発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進
また、国における制度改正を注視し、高等学校における特別支援教育を充実(P13)

[ICTの活用]

- 生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等に応じた教科・科目を開設できるよう、ICTを活用した教育活動の充実(P14)

③地区意見交換会における意見等

[主体的・協働的な学びの実践]

- 学校には人間形成ができる環境づくり、自分から意欲を持って学ぶ環境づくりが求められている。(上北)
- 郡部の高校が、魅力ある高校として中学生に訴えるなど特色ある方策を実施しないと、入学者減が一層激しくなる。(三八)
- 教育において一番重要なのは教員の質であると思う。いくら教員数が多くても、教員の質が低いと良い教育はできない。(東青)

[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]

- 1学級規模では、生徒が卒業後に大きな世界の中で生きていくための社会性や人間性を十分育成できないのではないかと危惧される。(上北)

[高等学校における特別支援教育の推進]

- 現在、情緒障害等の発達障害を抱える子どもたちが増えているが、中には非常に高い知能を持っている子どもたちもいる。そのような子どもたちが普通科の高校に進学しても高い知能を発揮できるような体制づくりをお願いしたい。(上北)
- 高校においても特別な支援を要する生徒が増えてきている。教員数が確保できるのであれば、高校でも通級が可能になるような仕組みが必要と考える。(三八)

[ICTの活用]

- ICT教育の推進が求められている今、ICTを活用した授業による小規模校同士の連携、大規模校との連携により、専門教科の教員を揃えられない課題を少しでも解消できるのではないか。(三八)
- 地域校について、科目の開設状況が厳しいということは分かるが、ICTを活用した取組により、学校として維持できるのではないか。(西北)

④実施計画の方向性(案)

[主体的・対話的で深い学びの実践]

- 確かな学力を身に付けるための各授業等の充実
- 深い学びの視点に基づく探究型学習への取組
- 多様な価値観を有する他者と協働して課題の解決に取り組む力の育成
- 教員研修の充実

[社会人・職業人としての自立に必要な能力や態度の涵養]

- 社会的・職業的な自立に向けた高校3年間を通したキャリア形成

[高校における特別支援教育の推進]

- 特別支援学校との連携を強化し、高校における特別支援教育を推進
- 国の制度改正を踏まえ、通級による指導に対応

[ICTの活用]

- 学習指導におけるICTの適切な活用等

(2) 全日制課程

ア 普通科等

①答申の記載

[各校の充実]

- 各高等学校が連携しながら、選抜性の高い大学への進学対応、高等学校卒業後の就職への対応等、幅広い教育を提供(P5)

[重点校の設置]

- 選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともに、医師や弁護士等の高度な国家資格の取得に向けた志を育成する取組、グローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う「重点校」の設置について検討
重点校の教育活動の充実のため、単位制や併設型中高一貫教育の拡充について検討(P16)
- 生徒数が減少する中で、県全体として高等学校教育の質の確保・向上に取り組むため、重点校、拠点校及び他の高等学校それぞれの間で、生徒による合同研究や教員研修等の連携を推進(P27)

[学科改編]

- 中学生や保護者のニーズを踏まえた上で、理数科、英語科、外国語科、スポーツ科学科及び表現科については、専門学科としての設置意義を改めて見直し(P5)

②基本方針の記載

[各校の充実]

- 各地域の実情に応じた教育活動、グローバル教育や理数教育の取組等、各高等学校において特色ある教育活動に取り組むとともに、望ましい勤労観・職業観を涵養し、地域や社会に貢献する態度を育むなど、キャリア教育の充実(P6)

[重点校の設置]

- 今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校を普通科等の重点校とし、重点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、重点校の学習成果の共有等により、重点校と各高等学校が連携し、県全体の普通科等における教育の質の確保・向上
重点校の教育活動の充実のため、単位制や併設型中高一貫教育の拡充について検討(P5)

[学科改編]

- 理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の普通科系の各専門学科においては、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直し(P6)

③地区意見交換会における意見等

[各校の充実]

- 連携校の特色化を図るため、学校に使命を持たせるような取組を検討してほしい。(東青)

[重点校(必要性)]

- 重点校に対する世間一般の期待に応えることも大事である。(中南)
- 現在は就職率よりも進学率の方が上回っている状態であるため、重点校の設置は大事なことであり、重点校と連携校が情報交換等しながら進学に力を入れていけば、全国や世界で活躍できる人材を育成できると思う。(上北)
- 下北地区で不足している医師の確保や選抜性の高い大学への進学を目指すため、下北地区には重点校が必要である。(下北)

[重点校(役割等の説明・配慮)]

- 重点校、拠点校、地域校を配置することは良いと思うが、子どもたちのモチベーションの低下につながるおそれがあるため、表現上の格差はなくした方がよい。(東青)
- 高校でどのようなことに取り組むのかといった目標や夢を持つためにも重点校、拠点校、地域校の名称や役割をもっと浸透させてほしい。(東青)
- 重点校を配置することにより、連携校にとってどのようなメリットがあり、どのように地区全体の教育の質の確保・向上につながるのか、具体的な説明が必要である。地域や県民、生徒の理解が進めば、序列化にはつながらないと考える。(下北)
- 重点校、拠点校の名称の方が先走りして、優先的に見られるなど、偏った見方で捉えられないよう、丁寧な説明をして理解を進めていってほしい。(三八)
- 重点校、拠点校の配置については適当であると受け止めているが、実施に当たっては、選定理由や連携校との具体的な取組等について、改めて説明が必要である。(中南)
- 重点校、拠点校だけが存続し、連携校は存続しないという誤解を与える危険性があることから、十分に説明する必要がある。(中南)
- 重点校等の配置については適当であるが、連携校の学校配置に影響が及ぶことのないように配慮してほしい。(上北)

[重点校(連携・取組内容)]

- 重点校の取組がイメージしづらいため、重点校の意味が理解されていないのではないか。(東青)
- 重点校の性格について考慮してほしい。選抜性の高い大学への進学に対応する高校とあるが、そもそも高校教育改革の狙いは、少子化に対応した高校での教育の質の確保ではないか。重点校は連携校等で不足している教科担任を派遣できるなどのターミナル的な学校であるべきではないか。(上北)
- 重点校と連携校との連携は具体的にどのように進めていくのかが見えにくい。大学進学指導に特化するのであれば可能かもしれないが、在籍生徒のニーズや質が異なるので難しいのではないか。(三八)
- 医師を志す高校生の教育環境への配慮として、単に重点校を配置するだけでなく、医学部進学コースの設置を含めた具体的な取組を示してほしい。(下北)

- 重点校と地域校が連携して取り組む体制を取り入れると、高い学力の生徒も大間高校で学習できると思う。(下北)

[重点校（規模）]

- 重点校や拠点校については、充実した教育環境を提供できる学校規模を維持していく必要がある。(東青)
- 重点校については、5学級以上なければ大学進学に対応することが難しくなるため、規模を維持することに賛成である。(西北)
- 現在の知識基盤社会やグローバル化の中、様々な科目を選択できるようにするため、重点校には6学級規模が必要だ。(三八)

[重点校（単位制）]

- 単位制を採用している青森東高校では様々な科目を履修できるが、その検証をしながら同様の高校が増えてくると良い。(東青)

[学科改編（英語科）]

- 三沢高校は英語科のノウハウを普通科の教育活動に還元することが考えられる。(上北)
- 田名部高校英語科については、考えられる課題が解決したにもかかわらず、志望倍率が1.00倍を下回っていることから、同科の在り方を検討しなければならないと思う。(下北)

[学科改編（その他の学科）]

- スポーツに携わる人材を育てるための学科等の更なる充実が必要と考える。(東青)
- スポーツ科学科や表現科など、県立高校の特色ある学科は大事にしてほしい。(三八)

④実施計画の方向性(案)

[各校の充実]

- 各校の連携による特色ある教育活動の充実
- 各地域の実情に応じた教育活動、学校の特色を生かしたグローバル人材・科学技術人材の育成に向けた取組等の推進

[重点校の配置]

- 生徒数が急激に減少する中であって、各校の生徒の意欲的な取組を推進するため、一定の規模を有する重点校を配置し、各校との連携により、県全体の普通科等の質を確保・向上

[学科改編]

- 普通科系の専門学科について、中学生のニーズを踏まえ、学科の在り方を検討

イ 職業教育を主とする専門学科

①答申の記載

[各校の充実]

- 職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力を育み、高等学校卒業後も学び続ける態度を育成
高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な習得を図るとともに、専門的な資格の取得を目指した教育活動等、大学との接続も視野に入れた職業教育の充実

今後の生徒数の急激な減少に対応しながら教育活動の充実を図るため、各専門分野における幅広い学習内容を提供する学校の設置や、各学校が連携する体制の整備(P7)

[拠点校の設置]

- 職業教育を主とする専門学科において、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶことのできる「拠点校」の設置について検討
各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、農業教育、工業教育、商業教育等の特定の学科における拠点校を設置し、各学科における基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、専門科目を幅広く学ぶことが可能となるよう、その取組等を推進(P16)
- 生徒数が減少する中で、県全体として高等学校教育の質の確保・向上に取り組むため、重点校、拠点校及び他の高等学校それぞれの間で、生徒による合同研究や教員研修等の連携を推進(P27)

[学科改編]

- 社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、これからの時代に求められる力を育むため、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直し(P7)

②基本方針の記載

[各校の充実]

- 職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力、高等学校卒業後も学び続ける態度を育成(P7)

[拠点校の設置]

- 農業科、工業科及び商業科の学習の拠点となる高等学校を職業教育を主とする専門学科の拠点校とし、拠点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、拠点校の学習成果の共有等により、拠点校と各高等学校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上(P6)

[学科改編]

- 社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直し(P7)

③地区意見交換会における意見等

[各校の充実]

- 地域産業の担い手育成の面からも効果があるので、拠点校の設置とはならなくても、農業、工業、商業を学ぶことができる環境は必要である。(中南)
- むつ工業高校が拠点校ではないとしても、小学科として特色ある学科を設置し、子どもたちがしっかり先々のことを考え、資格取得できる環境が整備されていればありがたい。(下北)
- 専門学科で学んで大学に進学する生徒が増えていることから、専門高校でも普通科の進学校のように共通教科に力を入れて、教育の質を向上させる取組をしてほしい。(上北)

[拠点校(必要性)]

- 地区によって産業構造が異なるので、拠点校は各地区に配置した方が良い。(中南)
- 相互に切磋琢磨することの効果が大いと思われるため、重点校、拠点校を複数配置すると良い。(上北)
- 地区によって産業構造が異なることを踏まえれば、あえて拠点校を設置する必要はないのではないか。(中南)
- 専門高校からも推薦を含め大学進学できるという道を作ることが、総合高校や専門高校に進学する生徒や保護者にとって魅力的なことだと思う。(三八)
- 地域や産業の根幹を支える人財の育成は必須である。(三八)

[拠点校(連携・取組内容)]

- 地理的に離れている拠点校との連携についての環境を整備してほしい。(下北)
- 拠点校は、他校との連携が求められるため、地理的な条件とともに、工業高校であれば工業に関する専門学科を幅広く有していることも条件となる。更に、長期にわたって学科を継続して配置することも条件となる。(下北)

[拠点校(規模)]

- 拠点校については、専門的な幅広い知識が必要であり、4学級規模が必要である。(三八)

[学科改編(農業科)]

- 弘前実業高校農業経営科を柏木農業高校に組み込み、一本化することについて検討する必要がある。(中南)
- 弘前実業高校農業経営科は、学校経営上、必要だと考える。1学級規模では、充実した教育は困難かもしれないが、1学級規模の地域校の例もあるので取り組むことができるのではないか。(中南)

[学科改編(その他の専門学科)]

- 職業の多様化、生徒の興味・関心の多様化のため、生徒のニーズに合った学科等を選択できる配置をお願いしたい。(中南)
- 福祉等に重点的に取り組む学校や看護師等の後継者育成を目的とした学校の配置を期待している。(西北)
- 弘前市内の高校に観光に関わる学科・コースを設けてもらいたい。(中南)
- 青森の魅力をアピールすることが足りないと感じている。食物調理科や観光科は子どもたちにとって魅力のある学科だと思うので、もっと県外にもアピールした方が良いのではないか。(上北)

④実施計画の方向性(案)

[各校の充実]

- 各校の連携による特色ある教育活動の充実
- 地域や社会が抱える様々な課題に積極果敢に挑戦し、本県はもとより国内外の産業の発展に貢献できる人財の育成に向けた取組等の推進

[拠点校の設置]

- 生徒数が急激に減少する中であって、生徒の意欲的な取組を推進するため、一定の規模を有する拠点校を配置し、各校との連携により、県全体の職業教育を主とする専門学科の質を確保・向上

[学科改編]

- これからの時代に求められる力を育むため、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への改編を検討

ウ 総合学科

①答申の記載

- 大学進学志望者や就職志望者に対応できる教育課程を編成し、課題解決型学習を通じた主体的な学習のさらなる充実(P10)
- 生徒のニーズを踏まえた系列となるよう見直し(P10)
- 多様な選択科目の開設に向けて一定の規模を維持(P10)
- 外部講師等の活用(P10)

②基本方針の記載

- 系列については、生徒のニーズ等を踏まえ見直し(P7)
- 多様な選択科目の開設に向けた教育環境の整備(P7)
- 社会人や地域の有識者を講師として活用(P7)

③地区意見交換会における意見等

- 七戸高校が観光科の学習内容を引き継ぐ場合、総合学科であることを考えると学級数を増やさずに対応可能と考えられるため一石二鳥である。(上北)
- 総合学科である青森中央高校では様々な科目を履修できるが、その検証をしながら同様の高校が増えてくると良い。(東青)
- 中学生それぞれの志に応じた主体的な学校選択が促進されるよう、進学や就職等、幅広い進路選択に的確かつ柔軟に対応する総合学科の中核となる高校を設置する。(西北)

④実施計画の方向性(案)

- 各校の課題研究における成果等を共有し、特色ある教育活動を充実
- 生徒数の減少や進路志望に対応した系列の見直し
- 多様な選択科目の充実を図るため、地域の社会人等の活用

(3) 定時制課程・通信制課程

ア 定時制課程

①答申の記載

- 特別支援学校との連携やスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実(P11)
- 工業科については、生徒のニーズを踏まえ、設置意義等を含め検討(P11)

②基本方針の記載

- 生徒の多様な課題に対応するため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備(P8)
- 工業科については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討(P8)

③地区意見交換会における意見等

- 特別な支援を必要とする子どもが増えているため、そのような子どもも一緒に高校教育を受けられるような取組を考えてほしい。(上北)
- 尾上総合高校については、不登校等の様々な課題を抱える生徒に学び直しの機会を与えていただき大変感謝している。一方で、Ⅲ部への入学者が極端に少ないという状況にあり、弘前市内で夜間に学ぶことができる普通科の学校もしくはシステム(サテライト教室等)を検討していただきたい。(中南)
- 尾上総合高校のⅢ部に進学する生徒がいらないという実態であれば募集停止も理解できるが、まだ入学者もあるようなので、存続を考えてもらいたい。(中南)
- 夜間部の志望者が少ない場合は、昼間部の募集人員枠を広げてはどうか。(三八)
- 青森工業高校の定時制課程は不要であると考えている。(東青)
- 弘前工業高校の定時制課程を普通科に転換することを検討してほしい。(中南)

④実施計画の方向性(案)

- スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるきめ細かな支援体制の整備
- 生徒のニーズ等を踏まえ、入学者数が減少している夜間定時制課程の在り方について検討
- 入学者数が大幅に減少し、教育環境の維持が困難となっている工業技術科について、生徒のニーズ等を踏まえ、募集停止を検討

イ 通信制課程

①答申の記載

- 高等学校入学後の進路変更の機会として、後期入学制度の導入について検討
また、ICTを活用した教育方法について研究(P11)

②基本方針の記載

- 高等学校入学後の進路変更の機会としての後期入学制度、ICTを活用した教育方法の導入等について検討(P8)

③地区意見交換会における意見等

- ICT等を活用するなど、多様な教育を受けられる環境を整備してもらいたい。(三八)

④実施計画の方向性(案)

- 電子メール等を活用した各科目のレポート提出等、ICTを活用した教育方法の導入に向け検討
- 生徒のニーズ等を踏まえ、後期入学等に対応

〔その他〕

職員の懲戒処分の状況

平成29年3月（2月1日～3月23日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 特別支援学校 教諭（39歳 男性）
②事件の概要等 無免許・無車検運行
- ・平成28年2月21日（日）午前10時54分頃
 - ・青森市内の遊興施設駐車場
 - ・遊興施設駐車場で停車後、座席ベルト装着義務違反の疑いで警察官に職務質問を受けた際、運転免許証、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険が失効した状態で自動車を運行していたことが判明したものの。
 - ・10月12日（水）、道路交通法違反等で刑事処分（略式命令による罰金刑50万円）を受けた。
- ③処分内容 減給6月（同日付けで辞職を承認）
④処分年月日 平成29年2月7日
- 事案2 ①被処分者 三八地域の高等学校 事務職員（20歳 男性）
②事件の概要等 窃盗
- ・平成28年7月16日（土）午後10時頃、青森市内のコンビニエンスストアにおいて、店内に置いてあった制服1点を持ち去った。
 - ・9月12日（月）、青森警察署から出頭依頼の連絡を受け、9月25日（日）に出頭し、事情聴取を受けた際に制服を持ち去った事実を認めた。
 - ・12月26日（月）、不起訴処分となった。
- ③処分内容 停職3月（同日付けで辞職を承認）
④処分年月日 平成29年2月13日
- 事案3 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 養護教諭（53歳 女性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
- ・平成28年11月14日（月）午後7時20分頃
 - ・野辺地町内の町道
 - ・自動車を運転中、交差点を右折した際に横断歩道を渡っていた歩行者に気付き、ブレーキを掛けたが間に合わず接触したものの。
 - ・事故の相手方（男性1名 2か月間の加療）
- ③処分内容 戒告
④処分年月日 平成29年2月21日

事案4 (処分後速やかに公表した事案)

①被処分者 上北地域三沢市の中学校 教諭 (50歳 男性)

②事件の概要等 酒気帯び運転による物損事故

- ・平成28年9月14日(水)午後5時～6時頃から9月15日(木)午前3時～4時頃にかけて、自宅において、テレビを見たり寝たりしながら飲酒した。その間、350mlの缶ビールを2本程度及び焼酎の水割り(量は不明。)を酩酊状態になるまで飲んだ。
- ・9月15日(木)午後1時頃に目が覚め、酔いが醒めたと思い、車を運転して三沢市内の飲食店に行き、食事の後、午後2時頃に車を運転して同店の駐車場を出た。
- ・駐車場を出てすぐ左折し、走行していたところ、道路左側にマイクロバスが停車していたため避けようとしたが、避けきれずに衝突した。
- ・パトカーで駆けつけた警察官による呼気検査の結果、呼気1リットル中のアルコール濃度0.25mgの数値が出たため、道路交通法違反(酒気帯び運転)で逮捕された。

③処分内容 懲戒免職

④処分年月日 平成29年3月3日

事案5 ①被処分者 中南地域弘前市の中学校 教諭 (41歳 男性)

②事件の概要等 体罰

- ・平成28年8月25日(木)午後0時45分頃、学校行事の準備のための活動時間中、生徒を指導する際、生徒2名に対し、額又は鼻に頭突きをしたもの。
- ・うち生徒1名が鼻骨骨折(治療期間が15日以上)

③処分内容 減給3月

④処分年月日 平成29年3月6日

⑤その他 平成27年8月25日に不適切な指導をしていることから量定を加重。

事案6 ①被処分者 中南地域弘前市の小学校 校長 (57歳 男性)

②事件の概要等 人身事故(治療期間が15日未満)、信号無視

- ・平成28年11月16日(水)午前7時25分頃
- ・平川市内の市道
- ・自動車を運転中、赤信号を見落として交差点に進入し、右方向から直進してきた自動車に衝突したもの。
- ・事故の相手方(女性1名 約2週間の加療)

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成29年3月6日

- 事案7 ①被処分者 三八地域の高等学校 技術職員（57歳 男性）
②事件の概要等 体罰
・平成28年9月8日（木）～11月21日（月）に行われた平成28年度
の実習船の国際航海中、生徒10名に対し、頭部を叩く等したもの。
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成29年3月14日

- 事案8 ①被処分者 特別支援学校 技能職員（55歳 男性）
②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3月未満）
・平成28年11月16日（水）午後7時頃
・岩手県九戸郡洋野町内の県道
・自動車を運転中、交差点を直進した際に右方向から直進してきた自転車に
気づき、ブレーキを掛けたが間に合わず衝突したもの。
・事故の相手方（女性1名 約3か月間の加療）
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成29年3月21日

参 考 資 料

第 8 1 8 回定例会（平成 2 9 年 3 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1 ~ 3
- 議案第 6 号
県有形民俗文化財の指定について P 4 ~ 5

平成28年度2月補正予算について（教育委員会所管分）

2月補正予算額	△2,197,251千円
現計予算額	134,259,824千円
補正後の予算額	132,062,573千円

◎計上の主なもの

○人件費分 △1,437,486千円

1 職員等人件費（精査による増減調整）	△1,431,718千円
○事務局等分	△48,739千円
○学校分	△1,382,979千円
〔小学校費 △685,163千円、中学校費 △443,775千円〕	
〔高等学校費 △212,080千円、特別支援学校費 △41,961千円〕	
2 恩給及び退職年金（受給者の減）	△5,768千円

○人件費以外分

△ 759,765千円

教育行政費	△ 82,642千円
○青森県学生寮設備改修費補助	3,700千円
〔老朽化した青森県学生寮の設備改修に要する経費に対する補助〕	
○奨学のための給付金事業	△ 86,260千円
〔給付対象人数及び単価の精査に伴う減額補正〕	
学校建設費	△ 490,729千円
○青森商業高等学校校舎等改修事業費	△ 308,092千円
〔事業費の精査に伴う減額補正〕	
特別支援学校費	△ 64,508千円
○大規模改修費・校舎等建築費（国補正分）	393,192千円
・大規模改修事業費	208,173千円
・校舎等建築事業費	185,019千円
〔国の第二次補正予算を活用した県立学校校舎改修等の追加実施〕	
○八戸高等支援学校校舎等改修事業費	△ 231,672千円
〔事業費の精査に伴う減額補正〕	
文化財保護費	△ 18,843千円
○縄文時遊館等展示整備・施設改修事業費	90,324千円
・縄文時遊館展示整備事業（増築施設）	66,961千円
・三内丸山遺跡等施設改修事業費（既存施設）	23,363千円
〔国庫補助追加採択に伴う展示整備・施設改修の前倒し・追加実施〕	
○縄文時遊館Wi-Fi環境等整備費（国補正分）	9,109千円
〔国の第二次補正予算を活用した縄文時遊館へのWi-Fi環境等の整備〕	
○埋蔵文化財調査費・報告書刊行費	△ 134,462千円
〔事業費の精査に伴う減額補正〕	
郷土館費	47,232千円
○県立郷土館施設等改修事業費	41,467千円
〔収蔵庫空調設備改修に係る実施設計を踏まえた工事費の増額補正〕	
○県立郷土館Wi-Fi環境等整備費（国補正分）	5,765千円
〔国の第二次補正予算を活用した県立郷土館へのWi-Fi環境等の整備〕	
体育振興費	48,767千円
○体育施設等Wi-Fi環境整備費（国補正分）	47,212千円
・新青森県総合運動公園体育施設等	24,594千円
・青森県武道館	22,618千円
〔国の第二次補正予算を活用した体育施設等へのWi-Fi環境の整備〕	
その他事務事業精査による補正	△ 199,042千円

平成28年度2月補正予算（補正第5号）総括表

教育費 項目別内訳

(単位：千円)

科 目	本 年 度 現 計 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 予 算 の 財 源 内 訳				補 正 後 の 予 算 額
			国庫支出金	県 債	そ の 他	一般財源	
1 項 教育総務費	5,103,210	△196,647	△31,787		△3,815	△161,045	4,906,563
1 教育委員会費	3,033						3,033
2 事務局費	35,601						35,601
3 教育行政費	3,004,867	△118,591	△28,768		219	△90,042	2,886,276
4 教職員人事費	99,716	△402	△635		△353	586	99,314
5 教育指導費	540,984	△31,970	△2,384		△3,708	△25,878	509,014
6 総合学校教育センター費	189,978	△4,413			27	△4,440	185,565
7 恩給及び退職年金費	29,457	△5,768				△5,768	23,689
8 財産管理費	1,199,574	△35,503				△35,503	1,164,071
2 項 小学校費	46,807,098	△685,163	120,192			△805,355	46,121,935
3 項 中学校費	29,090,152	△443,775	73,830		△84	△517,521	28,646,377
4 項 高等学校費	34,180,509	△731,703	△26,476	△388,000	△66,652	△250,575	33,448,806
1 高等学校総務費	26,255,322	△212,080	△1,303		△18,810	△191,967	26,043,242
2 高等学校管理費	5,126,636	△28,894	△25,173		△4,169	448	5,097,742
3 教育振興費	869,231						869,231
4 学校建設費	1,929,320	△490,729		△388,000	△43,673	△59,056	1,438,591
5 項 特別支援学校費	13,927,837	△106,469	164,688	△238,000		△33,157	13,821,368
6 項 社会教育費	3,584,975	△54,476	48,983		△100,141	△3,318	3,530,499
1 社会教育振興費	1,551,613	△10,909	△265		△1,718	△8,926	1,540,704
2 文化財保護費	1,351,494	△18,843	44,636		△100,382	36,903	1,332,651
3 図書館費	199,154	△6,289			△63	△6,226	192,865
4 郷土館費	251,837	47,232	4,612		1,436	41,184	299,069
5 少年自然の家費	19,019						19,019
6 総合社会教育センター費	211,858	△65,667			586	△66,253	146,191
7 項 保健体育費	1,566,043	20,982	36,963		△16,356	375	1,587,025
1 保健給食振興費	627,937	△27,785	△806		△13,454	△13,525	600,152
2 体育振興費	938,106	48,767	37,769		△2,902	13,900	986,873
10 款 教育費 A	134,259,824	△2,197,251	386,393	△626,000	△187,048	△1,770,596	132,062,573
11 款 災害復旧費 B							
教育委員会計 (A+B)	134,259,824	△2,197,251	386,393	△626,000	△187,048	△1,770,596	132,062,573
県一般会計 C	717,700,544	△14,802,378					702,898,166
(A+B) / C %	18.7%	14.8%					18.8%

※ 上記のほかの 10 款 教育費としては、1 項 9 目 学事振興費 がある。

学事振興費	7,225,916	△813,649	△675,617	△44,000	62,721	△156,753	6,412,267
10 款 教育費 計 D	141,485,740	△3,010,900	△289,224	△670,000	△124,327	△1,927,349	138,474,840
D / C %	19.7%	20.3%					19.7%

県有形民俗文化財の指定について

- 1 文化財の種別 県有形民俗文化財
- 2 名称及び員数 小泊のキッツ舟 1隻
附 櫓 1丁
車櫓 2丁
ネリガイ 1丁
- 3 所在地 北津軽郡中泊町大字小泊字漆流36番地1
(中泊町博物館下前分館)
- 4 所有者 中泊町
- 5 構造形式及び大きさ
○小泊のキッツ舟
木造、ムダマハギ型磯舟
長さ667cm、幅102cm、高さ55cm
○附
櫓 長さ446cm、最大幅10cm
車櫓 長さ358cm、最大幅11.5cm
ネリガイ 長さ268cm、最大幅10cm、持手幅42cm

7 由緒及び沿革

「小泊歴史を語る会」の聞き取り調査によると、明治34年(1901)に旧小泊村小泊の秋元勇太郎が船大工柳沢儀助に造船を依頼し、小泊湾内で磯舟として使用されていたものである。最後の所有者は藤丸良太郎であり、昭和40年代まで使用され、昭和52年(1977)に「小泊歴史を語る会」に寄贈された。昭和58年(1983)4月に旧小泊村有形文化財として指定され、平成21年(2009)に同会から中泊町に寄贈された。

8 現況

中泊町博物館下前分館に収蔵されている。

保存状態はよいが、板子を支える木が一部はずれていることにより、板子が落ちている部分がある。船尾の側板(ケンゴ)の釘の老化により若干剥離がみられる。また、船尾に船外機を取り付けたため、改造がみられる。現在、船外機は外されている。

9 指定事由

青森県沿岸には、かつて磯漁に使用した木造船が多く分布していた。古くは六ヶ所村泊の丸木舟と同様のものが各地で使用されており、本件のような舟底（シギ）を削り抜き、側板を張り付けるムダマハギと呼ばれる舟も使用されていた。ムダマハギの舟は、国の重要有形民俗文化財「津軽海峡及び周辺地域のムダマハギ型漁船コレクション67隻」として指定されているが、小泊地区のものは含まれておらず、また同地区でも現在では他に見受けることができない。

小泊湾は下前や他地区に比べて波が穏やかなため、舳先（オモテ）が平らであることが特徴である。

このことから、青森県日本海側における磯舟の変遷を知る上で貴重な資料である。

小泊のキツ舟実測図（青森県立郷土館『青森県の漁撈用和船』より転載）

